

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第3区分
 【発行日】令和6年12月16日(2024.12.16)

【公開番号】特開2023-152766(P2023-152766A)
 【公開日】令和5年10月17日(2023.10.17)
 【年通号数】公開公報(特許)2023-195
 【出願番号】特願2023-31605(P2023-31605)
 【国際特許分類】
 G 0 6 Q 2 0 / 0 6 (2 0 1 2 . 0 1)
 【 F I 】
 G 0 6 Q 2 0 / 0 6 3 0 0

10

【手続補正書】
 【提出日】令和6年12月2日(2024.12.2)

【手続補正1】
 【補正対象書類名】特許請求の範囲
 【補正対象項目名】全文
 【補正方法】変更
 【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

サービス利用者に対して個別に割り振られた法人アカウントを管理する情報処理装置であって、

前記サービス利用者からの要求に従って、前記サービス利用者に関する決済処理に伴って生じる売上金に相当する額を前記法人アカウントに紐付けられるマネー残高として処理する売上処理部と、

前記売上金の受取方法として現金および電子マネーのうち少なくともいずれか一方の選択を受け付ける受付部と、

前記受取方法として選択された現金および電子マネーに関する情報を記憶する記憶部と、
 を有することを特徴とする情報処理装置。

30

【請求項2】

前記売上金から徴収する所定のサービス利用料として、所定の徴収率に基づいて算出した額を徴収する

ことを特徴とする請求項1に記載の情報処理装置。

【請求項3】

前記受取方法として現金が選択されている場合、前記サービス利用者が予め指定する金融機関口座に対して前記売上金の払出を行う際、前記所定のサービス利用料を徴収する

ことを特徴とする請求項2に記載の情報処理装置。

【請求項4】

前記売上金に相当する額を前記法人アカウントに紐付くウォレットの残高として加算する場合、前記サービス利用者が予め指定する金融機関口座に対して前記売上金の払出を行う場合よりも、前記所定のサービス利用料を低く設定する

ことを特徴とする請求項2に記載の情報処理装置。

40

【請求項5】

サービス利用者に対して個別に割り振られた法人アカウントを管理する情報処理装置であって、

前記サービス利用者からの要求に従って、前記サービス利用者に関する決済処理に伴って生じる売上金に相当する額を前記法人アカウントに紐付けられるマネー残高として処理する売上処理部と、

50

前記売上金の受取方法として現金および電子マネーのうちの少なくともいずれか一方の選択を受け付ける受付部と

を有し、

前記売上処理部は、

売上金に相当する額の電子マネーを前記法人アカウントに紐付くウォレットの残高に加算するか否かの判断を前記サービス利用者に対して問合せ、前記サービス利用者からの回答に従って前記売上金を処理する

ことを特徴とする情報処理装置。

【請求項6】

前記売上処理部は、

前記サービス利用者に対して問合せを行うか否かの判断基準を前記サービス利用者から予め取得する

ことを特徴とする請求項5に記載の情報処理装置。

【請求項7】

サービス利用者に対して個別に割り振られた法人アカウントを管理する情報処理装置であって、

前記サービス利用者からの要求に従って、前記サービス利用者に関する決済処理に伴って生じる売上金に相当する額を前記法人アカウントに紐付けられるマネー残高として処理する売上処理部と、

前記売上金の受取方法として現金および電子マネーのうちの少なくともいずれか一方の選択を受け付ける受付部と

を有し、

前記売上処理部は、

売上金に相当する額の電子マネーを前記法人アカウントに紐付くウォレットの残高に加算するための判定基準を前記サービス利用者から予め取得し、取得した判定基準に基づいて、前記売上金を処理する

ことを特徴とする情報処理装置。

【請求項8】

サービス利用者に対して個別に割り振られた法人アカウントを管理するコンピュータが実行する情報処理方法であって、

前記サービス利用者からの要求に従って、前記サービス利用者に関する決済処理に伴って生じる売上金に相当する額を前記法人アカウントに紐付けられるマネー残高として処理する売上処理工程と、

前記売上金の受取方法として現金および電子マネーのうちの少なくともいずれか一方の選択を受け付ける受付工程と、

前記受取方法として選択された現金および電子マネーに関する情報を記憶部に格納する格納工程と

を含むことを特徴とする情報処理方法。

【請求項9】

サービス利用者に対して個別に割り振られた法人アカウントを管理するコンピュータに、前記サービス利用者からの要求に従って、前記サービス利用者に関する決済処理に伴って生じる売上金に相当する額を前記法人アカウントに紐付けられるマネー残高として処理する売上処理手順と、

前記売上金の受取方法として現金および電子マネーのうちの少なくともいずれか一方の選択を受け付ける受付手順と、

前記受取方法として選択された現金および電子マネーに関する情報を記憶部に格納する格納手順と

を実行させることを特徴とする情報処理プログラム。

【請求項10】

サービス利用者に対して個別に割り振られた法人アカウントを管理するコンピュータが実

10

20

30

40

50

行する情報処理方法であって、
前記サービス利用者からの要求に従って、前記サービス利用者に関する決済処理に伴って生じる売上金に相当する額を前記法人アカウントに紐付けられるマネー残高として処理する売上処理工程と、
前記売上金の受取方法として現金および電子マネーのうちの少なくともいずれか一方の選択を受け付ける受付工程と
を含み、
前記売上処理工程は、
売上金に相当する額の電子マネーを前記法人アカウントに紐付くウォレットの残高に加算するか否かの判断を前記サービス利用者に対して問合せ、前記サービス利用者からの回答に従って前記売上金を処理することを特徴とする情報処理方法。

10

【請求項 1 1】

サービス利用者に対して個別に割り振られた法人アカウントを管理するコンピュータに、前記サービス利用者からの要求に従って、前記サービス利用者に関する決済処理に伴って生じる売上金に相当する額を前記法人アカウントに紐付けられるマネー残高として処理する売上処理手順と、
前記売上金の受取方法として現金および電子マネーのうちの少なくともいずれか一方の選択を受け付ける受付手順と
を実行させ、
前記売上処理手順は、
売上金に相当する額の電子マネーを前記法人アカウントに紐付くウォレットの残高に加算するか否かの判断を前記サービス利用者に対して問合せ、前記サービス利用者からの回答に従って前記売上金を処理することを特徴とする情報処理プログラム。

20

【請求項 1 2】

サービス利用者に対して個別に割り振られた法人アカウントを管理するコンピュータが実行する情報処理方法であって、
前記サービス利用者からの要求に従って、前記サービス利用者に関する決済処理に伴って生じる売上金に相当する額を前記法人アカウントに紐付けられるマネー残高として処理する売上処理工程と、
前記売上金の受取方法として現金および電子マネーのうちの少なくともいずれか一方の選択を受け付ける受付工程と
を含み、
前記売上処理工程は、
売上金に相当する額の電子マネーを前記法人アカウントに紐付くウォレットの残高に加算するための判定基準を前記サービス利用者から予め取得し、取得した判定基準に基づいて、前記売上金を処理することを特徴とする情報処理方法。

30

【請求項 1 3】

サービス利用者に対して個別に割り振られた法人アカウントを管理するコンピュータに、前記サービス利用者からの要求に従って、前記サービス利用者に関する決済処理に伴って生じる売上金に相当する額を前記法人アカウントに紐付けられるマネー残高として処理する売上処理手順と、
前記売上金の受取方法として現金および電子マネーのうちの少なくともいずれか一方の選択を受け付ける受付手順と
を実行させ、
前記売上処理手順は、
売上金に相当する額の電子マネーを前記法人アカウントに紐付くウォレットの残高に加算するための判定基準を前記サービス利用者から予め取得し、取得した判定基準に基づいて

40

50

前記売上金を処理すること
を特徴とする情報処理プログラム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本願に係る情報処理装置は、サービス利用者に対して個別に割り振られた法人アカウントを管理する。また、情報処理装置は、売上処理部と、受付部と、記憶部とを有する。売上処理部は、サービス利用者からの要求に従って、サービス利用者に関する決済処理に伴って生じる売上金に相当する額を法人アカウントに紐付けられるマネー残高として処理する。受付部は、売上金の受取方法として現金および電子マネーのうちの少なくともいずれか一方の選択を受け付ける。前記記憶部は、受取方法として選択された現金および電子マネーに関する情報を記憶する。

10

20

30

40

50